

第9回水先人の人材確保・育成等に関する検討会（議事概要）

日 時：平成29年3月31日（金）15:00～17:00

場 所：海事センタービル 8階 801・802 会議室

出席者：赤峯委員、池谷委員、今津委員、大泉委員、大久保委員、太田委員、
落合委員（座長）、小野委員、門野委員、小島委員、竹口委員、西本委員、
根本委員、羽原委員、福永委員、前田委員、松浦委員、山崎委員

【国土交通省】

羽尾海事局長、七尾審議官、橋本海技・振興課長、大橋次席海技試験官、
長瀬海技・振興課企画調整官、前田海技・振興課水先業務調整官、
小池港湾局計画課港湾計画審査官（オブザーバー）

【（一財）海技振興センター】

伊藤理事長、野中常務理事、古田常務理事、庄司技術・研究部長

1. 議事

- （1）一級水先人の養成及び免許の状況（報告）
- （2）内海水先区対策の検討に係るシミュレーション調査（実施状況報告）
- （3）水先人の責任の制限（審議）
- （4）水先引受主体の法人化（審議）
- （5）水先区の見直し（審議）
- （6）二級及び三級水先人の業務範囲の見直し（審議）
- （7）水先人試験の合理化（審議）
- （8）その他

2. 議事概要

- （1）一級水先人の養成及び免許の状況（報告）
事務局から一級水先人の養成及び免許取得人数（資料1-1）、大泉委員から内海水先区の要員計画（資料1-2）、事務局から相互連携／派遣支援パターン（資料1-3）及び一級水先人養成及免許取得人数の状況に対する検討事項（資料1-4）について説明を行った。
委員からの質疑応答及び意見は無かった。

(2) 内海水先区対策の検討に係るシミュレーション調査（実施状況報告）
事務局から内海水先区対策の検討に係るシミュレーション調査（資料2-1から資料2-4）について説明を行った。委員からの質疑応答及び意見は無かった。

(3) 水先人の責任の制限（審議）

事務局から水先人の責任の制限に関する議論の整理（資料3）について説明の後、質疑応答及び審議を行った。

主な質疑応答又は意見は次のとおり。

- 立法的な措置も含め、根本的な解決策が必要な課題と認識している。諸外国の制度も踏まえ、また、専門的な見地も含めて検討を進めていただきたい。
- 水先約款上の免責条項の重過失を「損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為」と改定することについて、船社側の意見も伺いたい。
- 「損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為」という事由は、責任の発生についてではなく、責任制限ができなくなることに焦点を当てたものである（責任制限要件で、責任制限阻却事由という）。責任が発生してから、初めてその責任の制限が問題となる（責任が発生しなければ、責任の制限の問題とならない。）から、責任発生要件と責任制限要件とは別個のものである。一方、水先約款でいう「故意又は重過失」は水先人の責任が成立するか否かに焦点を当てたもの（責任発生要件である）。責任が発生するかどうかという要件（責任発生要件）の中に、責任制限ができなくなる要件（責任制限要件）を入れることができるのかどうかは法律上の論点となる。法律家から見ると、責任発生要件に責任制限の要件を持つてくるのはやや抵抗がある。
また「損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為」は、単なる重過失よりも非難可能性がより高いものであって、「故意」に限りなく近いものを意味すると一般に理解されている。
- 「故意又は重過失」を「故意又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為」に変更することに、異論はない。ただ、これによって、責任問題上、何が違ってくるかは、判らない。
- 水先人及びユーザー双方が認識を共有しなければならない点や難しい論点も多いため、深く勉強することが必要である。

(4) 水先引受主体の法人化（審議）

事務局から水先引受主体の法人化（資料4）について説明の後、質疑応答及び審議を行った。

主な質疑応答又は意見は次のとおり。

- 会則の実効性強化等の効果を注視しつつも、できる範囲で検討を進めてもよいので

はないか。

- 会則の実効性強化等については、平成28年度に各水先人会が取り入れを始めたところであり、まずは効果を見ていただきたい。実効が伴っていないということがわかれば、別の考え方を取り入れていかなければならないことは理解している。
- 法人化は水先人個人よりもリスク負担能力が高まると考えられる。水先人の責任制限は、発生した水先人の責任を軽減するが、現行法のように水先人の責任制限の限度額が高額となると、個々の水先人がその高いリスクの負担に耐えうるかが問題となり、もし個々の水先人ではなく、法人が責任を負うとなれば、責任制限と法人化は密接不離の部分もあるので、この2つの論点をどういう形で検討するのがふさわしいのかも今後整理した上で進めていきたい。

(5) 水先区の見直し（審議）

事務局から水先区の見直し（資料5）について説明の後、質疑応答及び審議を行った。主な質疑応答又は意見は次のとおり。

- 今まで検討されていた派遣支援のグループ分けとの整理が異なるが、より合理的な括り方があるのではないかと感じる。地元の意見や地理的關係も十分に勘案して考えていただきたい。

(6) 二級及び三級水先人の業務範囲の見直し（審議）

事務局から二級及び三級水先人の業務範囲の見直し（資料6）について説明の後、質疑応答及び審議を行った。主な質疑応答又は意見は次のとおり。

- 秋田船川や小松島で最大総トン数5万142トンという例が示されているが、このように142トン多いだけで1級でなければならないような事例も増えてきているので、見直しをお願いしたい。

(7) 水先人試験の合理化（審議）

事務局から水先人試験の合理化（資料7）について説明を行った。委員からの質疑応答及び意見は無かった。

(8) その他

事務局から今後の検討会スケジュール案（資料8）について説明を行った。主な質疑応答又は意見は次のとおり。

- 内海水先区については、人員の改善がなかなか厳しいと思うが、7月のとりまとめまでに結論を出すのか、状況を見ながら引き続き検討を行っていくことになるの

か。

- 今後の進め方については、検討させていただきたい。
- 水先区の見直しに関連して、派遣支援を切り口としても結構なので、類似水域の検討の場が与えられればありがたい。

次回の検討会は、今後、事務局より日程調整を行う。

以上